

## 議員提出議案第1号

### 湯河原町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年2月13日提出

湯河原町議会議長 山本俊明様

提出者	湯河原町議会議員	室 伏 寿美夫
賛成者	同	松 井 一 寿
	同	村 瀬 公 大
	同	善 本 真 人
	同	露 木 寿 雄
	同	室 伏 重 孝
	同	土 屋 誠 一

(提案理由)

行政の機構改革に伴い、常任委員会の所管事項を変更するため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会委員会条例の一部を改正する条例

湯河原町議会委員会条例（昭和33年湯河原町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表総務文教・福祉常任委員会の項中「庶務課、税務課、徴収対策室」を「総務課、税務収納課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 湯河原町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行			改 正 後			備 考
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）			
名称	所管事項	定数	名称	所管事項	定数	
総務文 教・福 祉常 任委 員会	秘書広報室、デ ジタル推進室、 地域政策課、財 政課、庶務課、 税務課、徴収対 策室、介護課、 住民課、保健セ ンター、こども 支援課、社会福 祉課、教育委員 会、選挙管理委 員会、固定資産 評価審査委員会 及び監査委員の 所管に属する事 項その他他の委 員会に属さない 事項	(略)	総務文 教・福 祉常 任委 員会	秘書広報室、デ ジタル推進室、 地域政策課、財 政課、総務課、 税務収納課、介 護課、住民課、 保健センター、 こども支援課、 社会福祉課、教 育委員会、選挙 管理委員会、固 定資産評価審査 委員会及び監査 委員の所管に属 する事項その他 の委員会に属 さない事項	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			<p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から 施行する。</p>			